



国 監 告 第 1 1 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年1月5日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

## 例月出納検査（随時監査）監査結果

### 質問事項

#### 1. 随時監査

##### （1）種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

##### （2）概要

実施期間

ア．事前調査

平成27年12月1日（火）から平成27年12月11日（金）まで

イ．実施

平成27年12月22日（火）

対象部局

行政管理部建築営繕課

##### （3）対象事項及び範囲

対象事項

平成27年度国立市一般会計（歳出）

国立市立小中学校女子トイレ洋式便器取替工事（11月5日支払分）

（小学校）

予算科目 10.02.05.15（03）

支出額 6,143,040円

（中学校）

予算科目 10.03.05.15（03）

支出額 6,147,360円

対象範囲

財務に関する事務の執行等

一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

##### （4）手続き

実施通知 平成27年12月1日（火）

資料提出期限 平成27年12月10日（木）正午

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア．先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

##### （5）監査の着眼点

共通事項

ア．予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア．工事の施工にあたり、その着手及び完成の時期は計画に適合しているか。

イ．現場の状況に適合した効率的で経済的な設計がなされているか。

ウ．工事に係る監督、検査体制は合理的に確立され、その機能は十分に果たしているか。

エ．工法、資材の選択が適切に行われているか。

オ．現場の安全管理は適切に行われているか。

カ．産業廃棄物処理は適切に行われているか。

(6) 結果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以上